

せ　い　と　こ　こ　ろ　え

生徒心得

こ　う　く　ん

校訓

あ　か
明るく

た　だ
正しく

たくましく

と　く　し　ま　け　ん　り　つ　こ　く　ふ　し　え　ん　が　つ　こ　う　ち　ゆ　う　が　く　ぶ
徳島県立国府支援学校 中学部

徳島県立国府支援学校 生徒心得（生徒として守り心掛けること）

中学部の生徒像

- ・あいさつができ、相手を思いやる発言や行動をする。
- ・身だしなみを整え、生活に活かせる学力を身につける。
- ・豊かな心と健康な身体を持つ。
- ・自分の役割に責任を持ち、行動する。
- ・自分や友だちや周囲の人を大切にし、自分で考えて行動する。

中学生としての自覚を持ち、基本的な生活習慣を身につけ、自立を目指した学校生活を送るよう心がけましょう。

I 学校生活の基本

- 1 中学生として責任ある行動を心掛ける。
- 2 健康と安全に留意し、楽しく生き生きとした学校生活を送る。

II 通学

- 1 通学の際は、交通ルール・マナーを守る。
- 2 登下校の時間を守り、登下校の際は寄り道をしないようにする。

III 服装・頭髪等

- 1 登下校時は原則として制服を着用する。
- 2 登校後は原則として体操服を着用する。
- 3 髮は常に清潔にし、学習等の邪魔にならない長さにする。また、パーマ、髪の染色・脱色、中学生らしくない髪飾り等の装飾品は禁止する。

IV 学校生活

- 1 生徒相互はもちろんのこと、先生方や来校者への元気のよいあいさつを心がける。
- 2 友人を大切にし、他人に迷惑をかけるような言動はつつしま。
- 3 身の回りを整理整頓し、校内の美化に努める。
- 4 校内の施設や備品を大切に扱う。
- 5 所持品には名前を書き、貴重品は担任に預ける。
- 6 友達同士で金銭等の貸し借りはしないようにする。

V 学習

- 1 始業時刻に遅れないようにする。
- 2 授業は、脇見や私語などをせず、真面目に受ける。

VI その他禁止事項

- 1 法律等で禁止されている行為（飲酒、喫煙、暴力行為、窃盗、万引き、未成年の立ち入りが禁止されている場所への生徒だけでの出入り等）。
- 2 これらのこと違反した場合、特別指導の対象となる。

〈生徒心得〉

(規定)

I	学校生活の基本	_____
II	通学	_____
III	服装・頭髪等	_____
IV	学校生活	_____
V	学習	_____
VI	その他禁止事項	_____

交通安全規定

- ・道路交通法や公共の場でのマナーを守るとともに、交通事故等にあわないように気をつけるようとする。
- ・「生命の尊重」(自分と他人の命を守ること)を大切にし、正しい判断と行動をするようとする。
- ・道徳学法を明らかにし、入学時に学校に届け出るようとする。(変更時にも届け出る)
- ・自転車通学をするときは、次の事項を守るようにする。
 1. 無灯火・二人乗り・並進・傘差し・携帯電話・スマートフォンやイヤホンを使用しないがらの運転をしない。
 2. 校内では自転車を降りて押す。
 3. 自転車は定められた位置に並べて置き、施錠する。管理については各自の責任とする。
 4. 車体の整備を心がけ、月一回の自転車点検を受ける。
 5. ヘルメットを着用することが望ましい。
- ・路線バスやJRを利用するとときはルールやマナーを意識し、次の事項を守るようにする。
 1. バス停・駅・車内では静かにする。
 2. バス停や駅の周辺、公共の場所で周囲の人の迷惑にならないよう行動する。
 3. 乗り物の乗降は、慌てず安全に行う。
 4. 席はゆずり合う。
 5. 運賃は正しく支払う。
- ・スクールバスを利用するときは、次の事項を守るようにする。
 1. 事前に乗らないことがわかっている場合は、早めに担任に連絡をする。
 2. バス乗り場などに自転車等を置かない。
 3. 出発時刻に間に合わない時は、直接スクールバスに連絡し、その後学校にも連絡する。

連絡先

*学校	088-642-4055
*スクールバス 東便	090-3186-6844
西便	090-3186-6843
中央便	080-2972-4935
北便	090-9552-2690

服装・頭髪等に関する規定

- 生徒の服装は清潔で活動的なものとする。
- 通学の際は、所定の服装を着用し、原則として校外行事の際にも同様とする。
※登下校時には必ず着用すること。(校内では体操服に着替えて活動する)
- 服装等は次のとおりとする。

(1) 制服 (6月1日と10月1日を衣替えの目安とする。気候や体調に合わせて各自で調整してもよい)

◎ 冬期

【従来の制服】
黒の襟 準学生服、黒ズボン
白フラットカラーのブラウス
エンジのひもネクタイ
紺の背広型上着、紺のプリーツスカート

【新モデルの制服】

グレーのブレザー
白カッターシャツまたは白ポロシャツ
紺地チェックのプリーツスカートまたはスラックス

◎ 夏期

【従来の制服】
白開襟シャツ、または白いポロシャツ、黒ズボン
白のフラットカラー、紺のプリーツスカート
エンジのひもネクタイ

【新モデルの制服】

白カッターシャツまたは白ポロシャツ
紺地チェックのプリーツスカートまたはスラックス

※なお、従来の制服は令和8年度までの着用とする。

(2) 運動着(通常は、登校後にこの服装に着替える。)

◎ 冬期

【従来の体操服】
アールネックシャツ(パープル)、スレンダータイツ(パープル)
【新モデルの体操服】
クルーネック長袖トレシャツ(紺)、トレタイツ(紺)

◎ 夏期

【従来の体操服】
白半袖Vネックシャツ(パープル襟袖口ライン)
スレンダータイツ(パープル)(冬と同じ)、ハーフパンツ(パープル)も可

【新モデルの体操服】

クルーネック半袖Tシャツ(紺)

トレタイツ（紺）・ハーフパンツ（紺）

※なお、従来の体操服は令和8年度までの着用とする。
※着替えとしての運動着は、白、黒、紺の無地またはワンポイントTシャツ
中学部体育祭で作製したTシャツを着用してもよい。

- (3) 防寒着…自由
- ・ジャンパーやコートなどの着用は時間や場所の条件は設けない。
 - ・ネックウォーマー、マフラー、手袋などの防寒具は登下校時には着用してもよいが、校内では着用しない。ただし、ネックウォーマー、手袋については屋外の活動時など、特別な場合は着用を認めることとする。
 - ・ブレザーの下にベストやカーディガンを着用してもよい。
 - ・制服や長袖体操服の下に、ハイネックやタートルネックを着用してもよい。フード付きのものは不可とする。
- (4) 靴
- ・通学靴…自由
 - ・体育館シューズ…ライン入り運動靴（学年により色指定）
- (5) 靴下…黒、白、紺等のシンプルなデザインなものが望ましい。
- (6) カバン…自由
- (7) 頭髪…頭髪は清潔にすること。
- ・髪を染める脱色をする、パーマ等をかけることは禁止する。
 - ・ヘアバンド等の華美なアクセサリー類を使用することは禁止する。
- (8) 装飾品…ピアス・イヤリング・ネックレス・ブレスレット・指輪および化粧・マニキュア等、学校生活に必要のないものは禁止する。
- (9) その他…学用品、かばん等の持ち物、および下着等の衣服すべてに氏名を記入する。

とくべつしのう 特別指導の対象となる行為

特別指導とは？

訓戒（先生からの注意）^{ちゅうい} 学校謹慎、自宅待機など通常の学校生活から離れて、個別に発達段階に応じて特別な指導を行うこと。

きつえん
喫煙（たばこ・ライターの所持も含む）

いんしゅ
飲酒

こうしゃ こうぐ たにん たい こい はそん
校舎・校具や他人のものに対する故意の破損など

みせいねんしやた い きんしあしよ ほどう
未成年者立ち入り禁止場所などでの補導
(深夜徘徊を含む)

ぼうりょく
暴言・暴力・いじめ

せつとう まんび
窃盗・万引き

たほうりつ ふ こうい
その他法律に触れる行為 (わいせつ行為、盗撮、SNSでの誹謗中傷なども含まれる)

れいわ ねん がつ かいてい
令和7年5月 改定